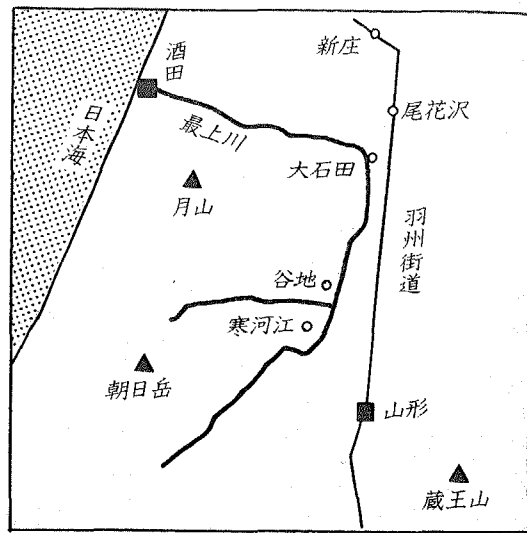


第四章
紅花の道
山形県



1 満地朱をそそぎたる如し

ゆれる郡中

原野大いに開け、およそ十万石もあらんと覚しき所、畳を敷きたる如き田所なり。この節紅花盛りにて、満地朱をそそぎたる如く、うつくしきこと何にたとえん方なし。かよふの土地は上方・中国・西国にまだ見当らず、誠に勝れたる風土なり（古川古松軒『東遊雜記』東洋文庫27、平凡社、一九六四）。

一七八八（天明八）年六月二十六日（旧曆、以下同じ）、上山から山形に向かっていた地理学者の古川古松軒は、赤羽毛峠（赤禿峠）から眼下に開けた村山盆地の景観をこのように記している。諸國の大名領などの実情を視察する幕府の諸國巡見使（私領巡見使とも呼ばれた）に随行して、福島より米沢・上山・山形・新庄・庄内を巡り、北奥・蝦夷地へ赴くという旅の途中であった。古松軒は続けて「西方をみれば雅なる大山の並び立てり。中に雪白く積りてなおなお高き山は、すなわち月山なり。その眺望筆紙に尽くし難し」と書いている。江戸を発つこと既にひと月余り、朱に輝く美しき大地と夏なお白雪をいただく高き月山とのコントラストが、長旅の古松軒の心を癒し、彼をして最大級の賛辞を書かしたといえよう。

ひと月半ほど遅れて、諸國の幕府領の実情を視察する幕府の御料巡見使が村山盆地を訪れた。この時、村山郡幕府領の村々は巡見使に対して訴願を行っている。内容は、連年の天明飢饉による農村の疲弊を訴え、①代官所から支給された一七八三年以来の夫食拝借米金の返納期間を延長し、五〇年賦にしてほしいこと、②村々の飯米の確保のために年貢米を金納にし、その石代金相場も引き下げてほしいこと（安石代の要求）、であった（『北村山郡史』下巻）。その背景には、村山郡が紅花・青芋・煙草などの商品作物の特産地帯として発展してきたことや、隣の米沢領（置賜郡）から購入していた米が一七五〇年代以降入ってこなくなり、米が不足勝ちになってきていたという実態があった。飢饉ともなると飯米不足と米価高騰は深刻となり、特に「買い喰いの者」と呼ばれた下層民には零落する者や餓死する者も出ていたのである。そのため、既に一七八三年以降、村山郡の幕領は「五領分」（四代官所・一預所）が一緒になって幕府に対して安石代を要求する訴願運動を継続していた。また、併行して村山郡にある大名領の大庄屋と幕領村々の郡中惣代とが「郡中議定」を結び、村山郡から他の郡へ米を販売することや酒造を禁止することを申し合わせ、郡中の飯米を確保する努力も行われていった（梅津保一「羽州村山郡における『郡中議定』について」『山形近代史研究』第1号、一九六七。宮崎勝美「天明期羽州村山郡幕領の石代納闘争と惣代名主制」『日本近世史論叢』下巻、吉川弘文館、一九八四）。御料巡見使に対する訴願は、幕府が一七八七年からは安石代は認めないとする厳しい措置を村々に対して行ったことに対するものだった。二組の巡見使が村山盆地を訪れた時、郡中はゆれていたのである。

現在、山形大学人文学部日本経済史ゼミナールでは旧村山郡松橋村（幕領、現在の山形県西村山郡河北町谷地）の古文書調査を実施している。堀米四郎兵衛家文書にある松橋村上組の一七八三年の「卯御年貢皆済目録」により、この時期の年貢納入の実態を検討しよう。まず、年貢納入高は村高七三〇石五斗二升六合に対して米一〇四石一斗四升（本途斗立）・永七貫六一文六分五厘（小物成・諸懸かり）に決まった。これは、半年の半分強という低額である。さらに、米高で表示された本途斗立のうち、実際に米で納められたのは三斗八升六合五勺（往代米、本途斗立の三・七％）にすぎず、残りの内、三七石六斗五升八合は夫食貸として松橋村上組に貸し付けの措置がとられ、六六石九升五合五勺（本途斗立の六三・五％）は定石代・不熟石代として金納されたことがわかる。そして金納の内、定石代（金納高の二九・九％）の石代金相場は金一両につき一石五斗三升五合、不熟石代（金納高の七〇・一％）のそれは一石六斗六升五合に決まった。一七三五（享保二〇）年に決定された石代値段の決定方式（羽州五ヶ所の上米値段平均相場の三斗高）でこの年の定式値段を算出すると六斗三升六合四斗八勺であり、これを一〇〇とすると、それぞれ四一・四、三八・三に当たる。すなわち、大幅な安石代を実現したことになり、この年から開始された「五領分」一統の訴願運動の成果をここにみることができるのである。最終的な年貢納入高は、米三斗八升六合五勺・永四八貫二九一文八分五厘となり、ほぼ皆金納となった。

次に年貢をいつ完納（皆済）しているかに注目すると、この年は翌一七八四年の二月であつ

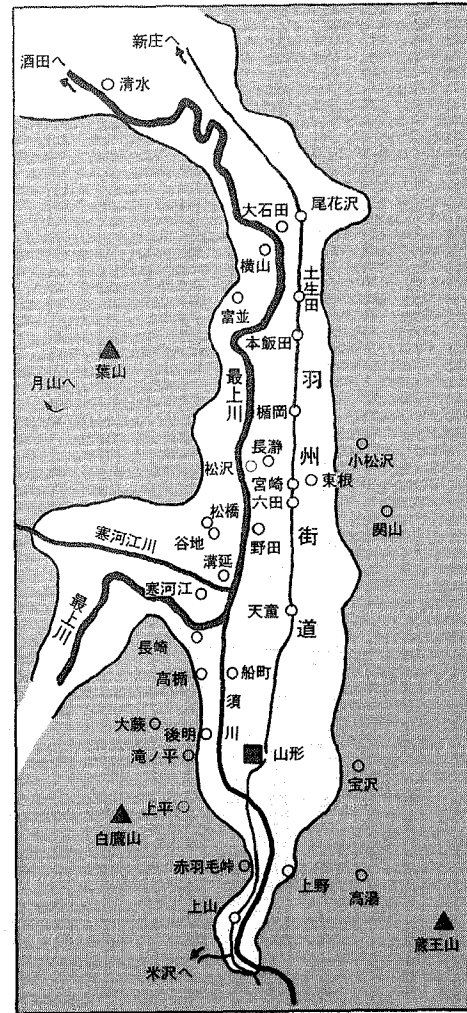
た。代官が松橋村上組に対して各年の年貢皆済目録をいつ発行しているかを通覧すると、一八世紀前半期はほぼ翌年の四〜五月であったのが、一八世紀後半期には翌年の六〜二月にばらつくようになり、一八世紀末〜一九世紀初頭には翌年の一〜二月にほぼ固定する。そして、一九世紀初頭以降はやや持ち直し、翌年の六〜七月に発行されることが多くなるのである。この動きから、特に一八世紀半ば〜一九世紀初頭において村山郡の百姓たちが年貢皆済に苦しんでいたことが窺えるといえる（松橋村の年貢については、石垣牧子・岩瀬真弓・前田美雪「羽州村山地方における年貢収奪の動向」『山形近代史研究』第10号、一九九四）。

紅花の地位

「微量可笑記」（山形十日町商人・村居新七郎筆、一八三七年成立）によれば、「羽州にて紅花宜しき所」は「山形より宝沢・高湯・上野・上平、五めう辺より長崎・谷地・小松沢・長どろ、此外天童近辺」とある（『山形県史』資料篇十八）。良質の紅花産地が村山盆地の中央部の肥沃な平地带および東南部をはじめ周囲の山間・山麓地帯にひろく分布して形成されていたことがわかる。こうした主産地帯では紅花の作付率が畑地面積の三〇〜五〇％にのぼる村々もあった。

紅花一反歩の収益はおよそ稲作三反歩の収益に匹敵すると指摘されているように（一八四七年の相場比較、『山形県史』農業篇中）、紅花は高収益性をもつ商品作物であった。そのため、他の畑作物をやめて紅花に切り替えたり、田を畑にして紅花を生産するなどの努力もみられたが、個別経

図1 羽州村山地方関係図



宮における紅花栽培面積の拡大には一定の限界点があった。その理由として、収穫（花摘み）の集中する時期が稲作の除草期とぶつかること、紅花は豊凶の差が著しく経営にとってリスクの大きな商品作物であること、紅花は同一の畑地での連作が難しいこと、荏粕・米糠などの金肥（購入肥料）の投下も必要であり一定の資金力を要したこと、などを指摘できる。すなわち、近世後

期における紅花の作付比率は概算によれば村山郡の畑地総面積の八〇〜一〇〇％であったとされる。それでもこの作付比率は、元来、百姓成立のために畑地では大小豆・大根・牛蒡・葱・菜・粟・稗・蕎麦・里芋などの自給用の雑穀や野菜の多品種栽培が求められたことや、酸性度の強い土壌である東部山麓の扇状地帯（東根から関山周辺）は煙草、西部の白鷹丘陵地帯は青芋の特産地として発展していたことなどを考慮すると、かなり高いものとして評価することができよう。

今田信一こんた氏の名著『最上紅花史の研究』（井場書店、一九七三）は、村山郡が紅花生産地帯として発展した要因について、①最上川の本支流が培った肥沃な土壌と盆地性の気象条件が紅花栽培に適合的であったこと、②幕府領や大名領が多数入り組む村山郡の特殊な支配形態が、紅花の生産や流通に対する領主統制（課税や専売制など）をしにくくしていたこと、③一方、高税率であった米年貢の負担に耐えるために、百姓が紅花をはじめとする高収益性の畑作商品作物栽培に努力しなければならなかったこと、などを指摘している。とくに、③については、近世初期の村山郡の石高付けが実収穫高よりもかなり高く付けられていたことが歴史的な前提としてあった。「紅花一色の助成を以、是迄御年貢滞りなく御上納仕来たり、百姓渡世相送り申し候」（『東村山郡史』巻之三）としばしば書かれたが、村山郡の早くからの紅花生産地帯としての発達の背景として、地域における年貢負担能力の育成の課題があったことはよくみておかなければいけないだろう。さて、村山郡から主として京都に出荷された紅花の代金は、その年の一〇〜一二月（遅くとも翌年三月迄）に決済され回収されるのが通例であった。しかし、京都紅花問屋による紅花の買い

叩きや代金不払い・支払の遅延が目立つようになり、年内の決済はもちろん、翌年の夏の時点でも代金を回収できない事態も発生していった。このため、一七三〇年代以降に村山郡の紅花生産者たちは京都紅花問屋株の廃止をふくむ紅花流通機構改革運動を粘り強く行っていくのである。松橋村上組の年貢皆済目録の分析でみたように、一八世紀半ば以降における年貢皆済期日の恒常的な遅延の動向は、こうした流通上の原因も大きな背景となっていたといえる。

このような様々な緊張の中に、村山郡の百姓たちはいた。古川古松軒が「満地朱をそそぎたる如し」と絶賛した紅花の輝きは、百姓たちにとっては命の輝きであったといえるのである。

2 花サンベ・日雇・田屋

高楯の田屋

一九九〇年の早春、私は山形市街から西へまっすぐ道を辿った。楯沢くねざわ・反田そりだ・滝ノ平たきのひらを通り、白鷹丘陵北部の斜面を登る。玉虫湖畔（山辺自然休養村）で休憩してから峠を一つ越えてめざす大蔵おほくら（東村山郡山辺町大字大蔵）へ入った。在方の紅花商人として名高かった稲村七郎左衛門家を訪れるためである。高い石垣をめぐらし門構えになお豪家を偲ばせる稲村家は、山間の地にあった。

△稲村家は近世初期に庄内烏海山麓から一族で大蔵村に移住したと伝えられる。元禄期頃から商業経営を展開し、主に米・雑穀および白鷹丘陵の特産物である青苧・漆・蠟の集荷と上方への販売が経営拡大の条件となった。さらに紅花に手を染めていくことが確認されるのは、今のところ享保期からで、紅花と青苧・蠟などの特産物を主軸に一八世紀後半期に経営の最盛期を迎える。稲村家の紅花などの集荷・出荷体制には二つの柱があった。一つは山形城下町や在郷の仲買人たちであり、稲村家は彼らに仕入前金を貸しあてて各地域の紅花の集荷にあたらせた。とくに、近江日野商人の出である山形十日町商人村居清七家は稲村家と姻戚関係を結び、一八世紀末には稲村家より毎年一〇〇〇〇〜三〇〇〇〇両の資金を受けて紅花・青苧・蠟などの集荷と上方への販売を行っていたことが確認される。

二つは田屋たや（他屋・代屋とも書く）である。稲村家は元禄期頃から土地集積をはじめ、一八二〇（文政三）年の段階で村内外で合計四二六石余の土地を所持する地主に成長していく。田屋とは小作地の管理や立附米（小作地の年貢米＋地主の所得となる小作料）の徴収・保管を行う管理人の家のことである。稲村家の田屋については従来充分な検討がなされてきていないが、高楯村や長崎村などに置かれたことが知られる。高楯村は大蔵村から丘陵を下ったところにある近隣の村で、早くから稲村家が土地集積を行い村山盆地の平野部への進出の拠点となった。田屋守には稲村一族の元家来筋といった関係の深い者がなり、稲村家から田屋屋敷（本屋・座敷蔵・荷倉からなる）への住居を許され、高楯・山辺方面の小作地管理を担当したのである。また、相当の土

地を任せられ、下人を抱えて手作り経営も行う存在であった。一七九四（寛政六）年に高橋田屋が徴収した立附米は六二一俵余（うち手作り一一〇俵余）にのぼっている（山形大学附属博物館蔵 稲村家文書）。

藻鯨亭文庫（故今田信二氏資料、河北町立中央図書館蔵）には、この高橋田屋が紅花の集荷・干花への加工・出荷の拠点として活躍したことを示す貴重な古文書が残されている。一八〇〇（寛政一二）年の「△紅花御仕入目録」である。当時、田屋守であった稲村喜七が稲村七郎左衛門へ提出した紅花関係の経費報告である。その内容を表1に示そう。まず、生花（摘んだ花卉）の集荷についてみると、喜七は花サンベ（村々の紅花生産者を廻る集荷人）に周辺村々から生花一三〇三貫四一〇匁を集荷させ購入している。これに、自己の手作りの生花七〇貫七一〇匁を足して合計一三七四貫二〇匁（代金は金一七四両三分と銭三一貫二二文）の生花を揃えているのである。掛り物として計上された項目に、花サンベの文吉・卯三郎・治兵衛・甚内の名が見えており、喜七から買口銭が支払われていることがわかる。

干花

干花の製法は、まず生花を大盥に入れ水を加えてよく踏み、さらに箆に入れて洗い（花振り、三度ほど繰り返す）、黄気（黄色の雑汁）を出す。そして、底に苧を敷いた花蒸籠に花を敷き並べ、時々湿らせながら日陰で一〜三日寝かせる（花寝せ）。寝かせた花を盥に入れ、踏んだり揉

表1 △△最高橋稲村喜七・紅花仕入目録（一八〇〇年）

項目	金額	内容
生花代花	166両2歩2朱 23貫881文 8両2朱 7貫341文 174両3歩 31貫22文	生花 1303貫410匁 (5月22日～6月6日に買入) 生花 70貫710匁 (5月21日～6月6日に摘入) 1374貫120匁
掛り物	480文 14貫364文 2歩2朱 2朱・540文 2貫120文 1貫400文 350文 937文 1貫260文 1貫320文 2歩2朱 2歩2朱 2貫170文 1貫560文 200文 360文 5貫554文 2貫800文 585文 500文 330文 1貫900文 1両3歩・2貫100文 200文 300文 100文 850文 380文 1貫400文 200文 416文 192文 80文 70文 1両1歩・600文 80文 400文 60文 640文 480文 4貫文 1貫60文 2歩2朱 5両1歩 52貫338文	文吉買算違イ 建数2052枚仕賃踏手返し 文吉方へ買口銭 卯三郎方へ右同断 治兵衛・甚内方へ右同断 女共日雇代14人分 彦兵衛方へ酒代払 孫太郎方へ右同断 門太郎方へそば切代 洗紙2枚調代 間之助日雇11日分 弥四郎日雇17日分 与助右同断19日分 仁八 15日半 おきよ日雇（?日分） 彦兵衛娘日雇（?日分） 七兵衛へ酒代そば切之節 干日撰せん 柴代 ふご代 ほでふり1ツ てんひん3本 はんぎり2ツ 花苧700枚 彦兵衛へ干場礼 作左衛門へ小扇干場礼 甚三郎・六兵衛へ礼 らうそく代 細代・店かりかき 若衆へ酒代 袋詰ノ節酒代 荷苧16枚 同こも32枚 衛符16枚 袋継いと代 袋数243代 荷造すり繩160尋 荷繩600尋 荷造酒代 荷造日用 舟町迄4駄駄賃 大石田迄付せん 御役銀4駄分 日雇取飯米代
二口	180両 83貫360文	
金二	193両1歩 150文	

寛政十二年△△「紅花御仕入目録」(河北町立中央図書館蔵)より作成。今田前掲書七六頁の図を一部補訂。

んだり、臼でついたりして餅状にする。餅をちぎって団子状にし苳に並べる。その上から苳をかぶせ、上から踏みつけ煎餅状にする。上の苳をとって天日で干し、一日三回ぐらい裏返しにする。と干花ができあがるのである（花餅・紅餅ともいう）。荷造りの方法は、五〇〇匁分の干花を一袋に入れ、一六袋（＝八貫目）をまとめ一固（丸）に造り、四固（＝三二貫目）をまとめ一駄に造るといふのが一般的であった（片馬は二固となる）。

さて、表1の掛り物を通覧すると、花苳・はんぎり（大盥）などの干花製造の道具代、小屋を干場に借りたことに対する礼金（↓彦兵衛・作左衛門・甚三郎・六兵衛）、袋・袋継糸・荷苳・荷菰・縄・衛符（荷札）などの荷造り道具代、日雇賃、飲食経費（飯米代・酒代・蕎麦切り代）など、といった干花加工・荷造りの労働過程における諸経費の実態があきらかとなり興味深い。花サンベを通じた生花の集荷は五月二日～六月六日に集中しており、直ちに干花加工に取りかからねばならないため、大量の日雇（労働日数が不明なおきよ・彦兵衛娘についても日雇賃高から推計すると、のべ一〇〇人余）の雇用や干場の借用、膨大な諸道具（例えば苳数は総計二七六八枚）の準備が必要となったのである。普通、干上り率（生花量に対する干花量の比率）は七〇～一〇〇%といわれているが、このケースでは九・三%余の干上り率で四駄（干花二八貫目相当、一七袋入り一丸・一六袋入り五丸）ができあがったことが確認される。

また、荷出しについての経費（運賃・出荷役銀）も計上されている。高橋田屋は白鷹丘陵北部から船町河岸（山形市船町）への交通の要所にあった。高橋田屋から須川沿岸の船町まで馬の背

で駄送され、さらに船町から大石田まで送られたことがあきらかである。

賃摘み

高橋田屋の事例からは花摘みにおける労働の実態がわからないので、最上川と寒河江川の合流域に位置する溝延村（河北町溝延）の事例をみよう。この村は紅花の主産地に位置し、同村南組の清野家に幕末～明治期の花摘みの実態をあきらかにする「紅花日記帳」が残されている。一八六六（慶応二）年の帳面をみると、『山形県史』資料篇十八）、この年は六月二二～二八日の一六日間集中して花摘みをしている。摘んだ生花の合計は三二貫二四〇目であった（明治初年の反当収量は生花三〇貫目ほどであったといわれるが、これにより推計すると紅花作付面積はおよそ一反一畝歩ほどとなる）。花摘みのピークは摘んだ生花の一日の量が三貫目をこえた六月一六～一八日で、特に一七日は五貫九〇目に達している。花摘みは家族・奉公人により行われたが、ピークを迎えた三日間については「賃摘」も雇っている。一六日は二人（おう・団助女房）、一七日も二人（団助女房・となり留七）、一八日は一人（団助女房）である。そして、この三名への賃金は摘んだ生花量二〇〇目について銭六〇文ずつの比率で支払われ、となり留七へは二〇四文・団助女房へは一貫七四文が支払われた。おうは三三六文であったが、銭ではなく米二升が渡され、米の代金三六〇文と差引勘定されたことが帳面よりあきらかとなる。清野家では摘み終えた生花から干花合計三貫六〇〇目を作り、花宿伊八を通じて天童宿新六の手先である佐七に売り渡し、

八月四日に金九兩一分二朱と錢四〇文を取得している。一八六一（文久元）年〜一八七二（明治五）年の各帳面に記載された干花の売り先をみると、谷地荒町源藏・谷地荒町一木・天童田町榊屋・山形丸谷などである。山形城下町商人よりも、溝延村に近い谷地や天童といった在町・宿の商人へ干花を売却しているのが目立つのである。

一般に紅花生産地帯の農村における雇用労働の編成は一八世紀半ば頃より見られてくる。また、そうした労働編成が花摘み↓干花加工を一貫して自前でやることを可能にし、山形城下町以外の在方における干花加工の進展・干花市場の形成をもたらしていったといえる。普通、上層農で一反二〜五畝歩・小前層で五〜六畝歩位という紅花の作付規模に規定されて、一般には個別の紅花手作り経営における日雇の雇用規模は清野家の場合のように小規模であることが指摘されている（渡辺信夫「商業的農業における雇傭労働」『封建社会解体期の雇傭労働』青木書店、一九六一、など）。この点からすれば先の稲村家の高橋田屋の事例は、手作り経営とは別の大規模な生花集荷↓干花加工経営の労働編成の実態を示す事例として注目される。高橋田屋に雇われた者たちについてさらに分析すると、日雇のうち少なくとも弥四郎・与助・彦兵衛娘は稲村家の小作人である。また、干場を提供した四名すべて、および花サンベの甚内も小作人であることが確認できる（稲村家文書）。高橋田屋が地主・小作関係を軸に生花の集荷・干花加工の労働編成を行っていたことが指摘できるのである。

困窮百姓・子女にとっては、摘み賃や干花・荷造りの日雇賃は年貢・立附米の納入や飯米購入

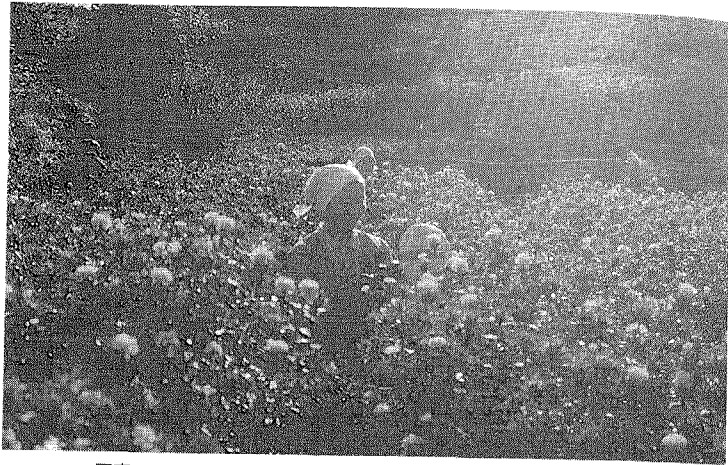


写真1 紅花摘み 高瀬の紅花畑。朝日のなかでの紅花摘み。刺のある紅花は朝露をふくんでいるうちが摘みやすい。著者撮影。

などの生活のための貴重な収入となった。

花摘み・干花加工の過程は、現在でも見ることができ。一九九二年七月下旬の早朝、ゼミナールで高瀬の蔦の木（山形市上東山）の紅花畑を訪れた。この地域で毎年行っている「紅花まつり」の後であったが、開花が遅れたこともあって紅花はまさに摘み時であった。紅花を栽培している海谷さんに、花卉の根元近くの紅色の部分を残さず摘むという花摘みのこつや花餅の作り方について教えていただいた。先に述べた江戸時代の干花製法のうち、黄気を出す作業や餅状にする作業が機械化されているなどの違いはあるが、その他には変更がない、まさに手仕事である。

紅花送手板

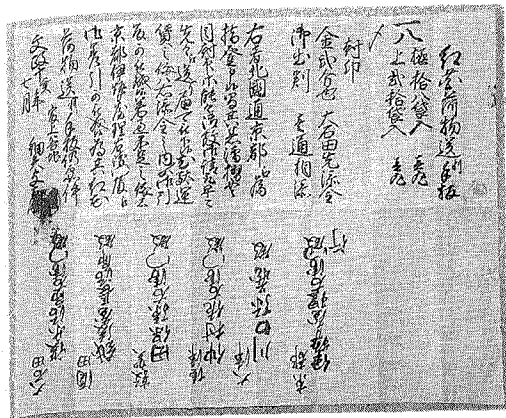


写真2 紅花送手板 1827年に羽村山郡谷地の細矢と左衛門が出した「紅花荷物送り手板」。山形県西村山郡河北町立中央図書館・藻輪亭文庫蔵。著者撮影。

写真2は、一八二七（文政一〇）年に谷地の細矢と左衛門が差し出した「紅花荷物送り手板」である。紅花送手板とは、紅花の荷送り状のことである。この手板は千花一八袋入り一丸・二〇袋入り一丸を京都の紅花問屋伊勢屋理右衛門まで送るために作成されたもので、大石田から先の運賃として金二分が添えられ、また発送許可証である出判状と一緒に付けられていることが文面からわかる。「駄賃之儀ハ右添金之内より御引取り成さるべく候」とあるように、中継地の荷宿・荷問屋たちは添金から運賃を差し引き、次の地に送るのである。もし添金が実際にかかった運賃より最終的

に不足した場合には、伊勢屋理右衛門から支払うことになっている。

文面から、大石田・設楽治郎右衛門——酒田・越後屋長治郎——敦賀・田保孫右衛門——塩津・仲村佐右衛門——大津・川口弥藏——京都・伊勢屋理右衛門のルートで紅花二丸が送られたことがあきらかである。このルートは「北国通」ないし「北廻り」と呼ばれ、紅花を上方へ運送する場合に最も多く使われた。すなわち、大石田河岸から船で最上川を下し酒田へ、酒田で海船に積み替え越前敦賀湊へ、敦賀で荷揚げし琵琶湖北岸の塩津まで陸送し、塩津から琵琶湖南岸の大津まで船で運ぶ、そして大津から京都へ廻送するのである。運賃の安い水上輸送を極力利用したルートである。敦賀から琵琶湖北岸へは足田・新道野・沓掛を経て塩津に駄送されたが、足田から分かれて追分・山中を経て海津の湖港に駄送し、海津から船で大津へ運ぶルートもしばしば使われた。

乞船

北廻りの起点となる大石田は最上川流域最大の河岸場であった。一八世紀末には通称「最上干駄」と呼ばれるにいたる紅花産出高のほとんどは、大石田河岸から酒田へ川下げされた。大石田より上流の諸河岸から下すケースもまま見られたが、一部にとどまった。紅花は高価商品であり、かつ軽荷であるので、難所がある上流からの川下しは避けられ、少々運賃がかさんでも陸路（羽州街道など）あるいてみると、出羽の道・川西横山通（参照）を駄送し、大石田から川下げ

表2 1823(文政6)年の下し船内訳(大石田河岸荷宿二藤部家)

月	積荷品目	量	荷主数	船数
正月	大豆	275俵	1	1
	小豆	506俵	1	1
2月	大豆	110俵	1	1
3月	紅花	6丸	}	1
	青芋	3固		
4月	刻煙草	4固	}	1
	煙草	60固		
5月	青芋	3固	}	1
	種菜	7固		
6月	紫蘇	2固	}	1
	刻煙草	3固		
7月	紅花	2130丸	47 (105)}	44
	和菓	4丸		
8月	刻煙草	2固	}	1
	紅花	686丸		
9月	青芋	46固	34 (51)}	15
	大豆	428俵		
9月	紅花	17丸	2 (4)}	1 + α *
	青芋小荷	2固		

典拠 文政四年「乞船願書留」、文政六年「請払帳」(二藤部家文書、山形大学附属図書館蔵)。
 注 月別・荷物品目別に集計した。虫損・無記載により確定できない場合は一で示した。()内はのべ数である。*は大豆375俵は文治舟に積み込んだことが確認されるが、残りについては不明である。10月以降は記載なし。

をする安全なコースが選択されたのである。

大石田河岸には一七九二(寛政四)年以降、幕府直差配の川船役所・川船会所が置かれ、船割り(特定の船に偏らないように積荷を公平順番に割り振る)・荷物の改め・通り切手の発行などの諸実務を行った。現在川端の役所跡には記念碑が立っている。紅花荷主は紅花荷と紅花送手板を大石田河岸荷宿に送り、荷宿は荷を一時蔵入れする一方で川船役所を乞船し、配船された船を雇い(雇船)、船積みをしたのである。大石田酒田間の川船は艀船(二、五人乗、米二〇〇〜三五〇俵積み)と呼ばれるものが主力であった。

乞船とは、配船艀船の調達を願うことである。大石田河岸最大の荷宿であった二藤部兵右衛門家文書には、数冊の「乞船願書留」が残されている。その中の一冊である一八二二(文政四)年の帳面には一八二三年までの三年間の最上川下しの乞船とその積荷品目・荷主の記録が書き付けられており、二藤部家の荷宿としての活動概況がわかる。表2は一八二三年分の実態の一覧で、同年の「請払帳」にある雇船に対する運賃支払いの記録により船数をさらに確認して作成したものである。村山郡の特産である紅花・青芋・煙草のほか、大豆・小豆などの品目がみえる。二藤部家の取扱荷の圧倒的部分を紅花(合計二八三九丸)が占めており、下し船の時期もほぼ七、八月に集中しているといつてよい。

大石田河岸荷宿

二藤部家の場合、だいたい蔵入れの翌日に乞船願いを出し、一、二三日の間に集まった他の荷主の荷物と共に船積みをしている(紅花と青芋の積合も行った)。例えば、弁助舟は荷主茂右衛門八丸(同年七月一日乞船)・伊兵衛二丸(二二日乞船)・徳右衛門七丸(二三日乞船)・利左衛門五丸(同日)・嶋屋佐右衛門三六丸(同日)の合計五八丸の紅花を受け持ち、二藤部家より運賃支払い(一、二五日)を受けて船積みしている。紅花荷がほとんど荷宿に送られてくるピークの七月には、二藤部家から一艘に一〇二丸を積み込んだ例を最高にほぼ三〇〇〜八〇丸(平均五〇丸前後)の紅花を船積みしていることが確認される。一人の荷主の荷が大量にある場合、一艘に集中して船積

みをすることは避けられた。例えば、二藤部家はこの年の七月二八日付で嶋屋佐右衛門の紅花合計一〇八丸について乞船願いを出しているが、乞船では三艘を求め、荷は三六丸ずつに三等分し、平助舟・長吉舟・長助舟に船積みしている。一つの舟に積み荷を集中させずに分散させて破船の危険をなるべく軽減しようとしたのである。

このうち長助舟は八月二日に二藤部家より運賃支払いを受け、出船の後、八月五日の五ツ時に大石田より最上川づたいに七里余ほど下流の清水村下り松という地点で底木へ突き当たり破船した。この一件については破船諸用留・破船諸入用書上などの諸記録が揃って二藤部家文書に残されている。商荷を積んだ最上川船の破船の事後処理のあり方を示す貴重な事例といえるので検討しよう。破船諸入用書上によれば、長助舟の荷は無事荷四〇固・半濡一四固・皆濡四二固の合計九六固(丸)であることがわかる。二藤部家から長助舟へ積んだ荷は嶋屋佐右衛門・川合茂右衛門(山形)・高橋利助(富並村)の三名の荷(合計紅花五二丸)であったことが確認できる。で、他の荷宿からの荷物も長助舟へ船積みされていたことがあきらかである。破船に対して、二藤部家は荷物の引き揚げ・濡荷の干し・荷造り・運送や荷主への連絡(飛脚)などの一連の処理を川沿い村々の協力を得ながら行っている。濡れた紅花荷の場合、袋を解き、干してから、あらためて袋詰め・荷造りをするので、荷物の引き揚げ人足賃や関係者の連絡・現地逗留経費のほか、多数の日雇代や袋・疋・縄などを購入する諸経費を要した。荷物の特殊性による諸経費はその荷主の負担となったが、荷物の引き揚げや破船見分船の出勤・現地の庄屋などの協力者への酒

代といった全積荷に関わる諸経費は荷数に応じて各荷主に割り掛けられた。荷数に割り掛ける負担率は無事荷四・半濡二・皆濡一に定められ、濡荷が多く諸経費がかさむ荷主を他の荷主が支援する措置がとられていることが注目される。荷宿は諸経費を立て替え、全荷主・個別荷主の負担区分を分別しながら計上し、各荷主へ諸経費を割り宛て請求をしていることが確認される。このように、荷宿は船積みから破船の事後処理まで面倒をみたのであり、荷主から一定の世話料・蔵敷を徴収することで荷宿経営を成り立たせていたのである(山形大学附属図書館蔵「二藤部家文書」)。

二藤部家は現在も大石田四日町にある。道をはさんで最上川岸に接する場所に位置し、往時を偲ばせる。

日本海船と運賃積

二藤部家は河岸荷宿経営を行う一方で、荷主商人としての商業経営も活発に展開した(商標四)。当初は米穀・大小豆・青苔などの集荷が中心であったが、享保期には紅花の集荷も行っていることが確認される。山形城下の花市場などから仲買人を通じて集荷し、集荷量は年間五〜八駄であった。一八世紀半ば以降になって、山形・天童・楯岡・谷地などに存在する仲買人を集荷資金の前貸により編成し、紅花の集荷を進め、明和・安永初年には年間二〇駄前後を出荷する紅花荷主商人に成長していったことが確認される(鈴木高弘「大石田河岸二藤部家の経営」『山形近代史研究』第一号、一九六七)。

表3 1773(安永2)年二藤部家紅苧荷積船(酒田問屋・加賀屋太郎右衛門取扱分)

船名	数量	運賃
能州七尾・三津屋太左衛門船	紅花1駄1固	0.3125 両
能州七尾・川崎屋藤八船	紅花1駄	0.2500
〃	青苧6駄	1.6667
丹後由良・濱崎屋嘉兵衛船	紅花1駄	0.4167
佐州・岩崎甚助船	紅花2駄	0.8333
能州・熊木屋長左衛門船	紅花1駄	0.4167
加州・小野屋九郎兵衛船	紅花1駄	0.4000
佐州宿根木・高津惣兵衛船	紅花1駄1固	0.5000
佐州・松屋善藏船	紅花1駄	0.4000
能州・深崎屋四兵衛船	紅花1駄	0.4000
佐州宿根木・有田久四郎船	紅花1駄	0.3846
佐州宿根木・加賀屋長三郎船	紅花1駄	0.3846
加州安宅・茶碗屋太郎右衛門船	紅花2駄	0.7692
佐州・有田小三郎船	紅花1.5駄1丸	0.5769
佐州赤泊・兼子与四兵衛船	紅花1駄1丸	0.3846
加州安宅・八角屋七右衛門船	紅花1駄1固	0.4808
丹後由良・米屋源吉船	青苧5駄	1.3889
能州・小山屋三右衛門船	青苧5駄	1.3889
能州・古封屋与惣兵衛船	青苧7.5駄	2.0833

典拠 安永二年十月「紅苧運賃目録」(二藤部家文書、山形大学附属図書館蔵)。一部、他史料で補足。

二藤部家は集荷した商品を手船(自分所有船)ないし雇船で酒田湊まで下し、米穀・大小豆・煙草などは酒田市場で売却し、紅花は酒田問屋の仲介により小廻船や北前船に船積みし、北廻りで京都へ廻送した。青苧も同様に北廻りのルートで主に奈良(奈良晒の原料となる)に運んだのである。そのために二藤部家文書には、酒田問屋からの船積みの通知記録が残されており、紅苧荷の積船の実態を知ることができる。表3は一七七三(安永二)年の酒田問屋加賀屋太郎右衛門からの船積み報告をもとに作成したものである。この年に加賀屋が取り扱った二藤部家の紅苧荷は紅花一八駄一固小荷二丸・青苧二三・五駄であり、一八艘に積み入れられたことがわかる。積船を地域別にみると佐渡・能登・加賀といった北陸の船が多い。酒田問屋から二藤部家に宛てた同種の諸記録により、一八世紀後半〜一九世紀前半期の積船を地域別に概観すると、松前江差・羽前加茂・越後鬼舞・佐渡赤泊・佐渡宿根木・佐渡新保・佐渡松ヶ崎・佐渡相川・越中氷見・能登輪島・能登七尾・能登福浦・加賀安宅・加賀宮ノ腰・加賀橋立・越前敦賀・丹後由良などであり、北陸の船を中心として松前から丹後におよぶ日本海沿岸の小廻船・北前船によって酒田と敦賀間の廻送が担われていたことが確認できるのである。

酒田問屋(積合問屋ともいう)は積船の破船による荷主の損害を軽くするために、一艘に集中して船積みすることを避け、複数の船に少量ずつ分散して積み込むことをしていた。表3でも一艘の積荷量は少ない。一八三五(天保六)年七月に破船したために積荷の記録が残されている松前江差の山本林右衛門船の場合をみると、酒田問屋七家を取り扱った合計二三人の荷主(共同荷

主を含む)の紅花荷合計二九九丸(代金三八七六兩・永五四匁一分六厘)が船積みされていた。まさに積み合いの実態が知られる。

北前船は港で商品を買入れ別の港へ廻送して自ら販売する買積かひづみという輸送形態を主としたといわれるが、紅苧荷の買積の実例はそれほどあきらかにはされておらず、今後の課題である。これまでの研究成果によれば、村山郡の荷主は紅苧荷を酒田市場で売却するよりも、荷主として上方まで運んで売却するケースが多く、北廻りの紅苧荷の輸送形態の主流は運賃積うんちんづみであったといえるだろう。表3の二藤部家の紅苧荷の場合も加賀屋を介して各船に対して運賃が支払われていることが確認される。紅苧荷は軽荷で高運賃の商品であった。紅苧荷の輸送形態として運賃積が主流であり買積が必ずしも発展しなかった理由としては、村山郡の荷主によくみられた上方との「のぎり商い」の展開があげられるのではないかと考える。この点については後述しよう。

4 のぎり商い

谷地の雛市

毎年四月二〜三日、山形県西村山郡河北町谷地かほくちやうどでは「谷地ひなまつり」が開かれる。最近では県内外の一〇万人以上もの観光客が集まるこの祭りは、江戸時代に、谷地北口の「二・六市」

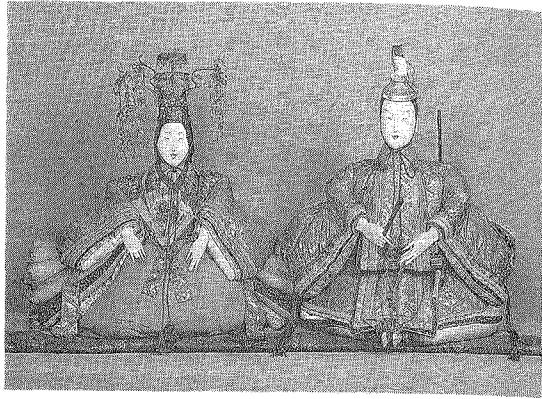


写真3 享保雛 享保期(1716~1735)に発達した大型の雛人形。大きなものは70cmにおよぶ。細谷巖氏蔵。写真提供、アンティーク・プランニング。

(二と六のつく日に立つ六斎市)の旧暦三月二日の市が「雛市」(節句市)として発達し、雛人形や春告げ魚と呼ばれている鯉・耕作準備のための農具などが売られ賑わったことが起源となったと伝えられている。「お雛さまめしえでけらっしやいす」と言いながら各家の雛人形を見てまわる風習もこの地にはあり、旧家では雛人形を一般公開し露店では雛人形や玩具・節句用の食品などを売る現在の雛市の形態となった。

細谷家・鈴木家・竹谷家・国井家などの旧家をまわると、瓜実顔が特徴の大型の享保雛や町雛として発達した写実的な古今雛に目を奪われる。さらに、五月人形や御所人形の愛らしさ、竹田人形やからくり人形の精巧さに心をひかれる。京・大坂で購入されたこれらの人形は、紅花を上方へのぼせた帰り荷として谷地にもたらされたと伝えられる。写真2の紅花送手板に荷主として登場してくる細矢与左衛門をはじめ当時の谷地紅花商人の上方との交易を、人形たちは証言しているといえよう。こうした雛人形は、山形や大石田をはじめ各地の旧家にも大事に伝えられていることが確認

される。

先にも引用した「微量可笑記」は山形の紅花商人村居新七郎が大蔵村の稲村家の幼少の当主に對して商いの教訓を説くために書かれたものである。そこで新七郎は京都での買物として、

○かな物 ○絹もみ ○雛 ○さん(孫)とめ ○形付上物 ○びろふど ○錦織物
を薦めている。京都からの仕入物は金物や主に高級絹綿織物・染物などが中心であったが、雛人形も一八三〇年代には既に注目される商品となっていたことがわかる。

谷地の雛市は史料的には江戸中期より確認されるが、盛況となるのは江戸末期であるといわれている。上方産の安価な庶民向きの土製雛人形の販売が雛市の中心であったと推測される。むしろ、有力家による高価な衣装雛の購入が先行し、雛市・雛祭りの一般的な隆盛化の過程で有力家が衣装雛を披露する風習が定着していったと考えられよう。

大坂仕入物

二藤部家も紅花・青苧の売却代金をもって上方商品を仕入れて帰り荷とし、村山郡近在の小商人に卸売りすることをその商業経営の主軸にしていた。押すと引くとを交互にする鋸のように商品を往き帰りさせ、その両方の商売で利を得ることから「のこぎり商い」と呼ばれる商法である。とくに、遠隔地間で価格差のある商品を相互に移動させることで高利潤をねらう商法であったといえよう。享保期の場合、紅花は京都の長沢与一右衛門・鈴木十兵衛、青苧は奈良の日野屋治郎

蔵へ売り払い、売却代金の一部は国元に下したが大部分は大坂の鍵屋三左衛門に渡し、鍵屋に茶・木綿・古手・繰綿・小間物などを仕入れさせ帰り荷として送らせている(『大石町史』上巻)。

また、酒田との間では、例えば一七一七(享保二)年の場合、穀物などを酒田問屋加賀屋藤十郎に下し売却し、その売却代金をもって加賀屋から仕入れた塩の代金および加賀屋を介して最上川をのぼらせた茶などの上方商品の運賃を決済するということを行っている(横山昭男「最上川水運の展開」『酒田市史・改訂版』別巻、一九八九)。このように「のこぎり商い」は上方市場および酒田市場との間で二重に行われていた。この商品仕入・販売・決済のあり方は、その後の二藤部家経営の基本になっていくのである。

「微量可笑記」は、大坂からの仕入物について「大坂手拭絞り並びに安嶋山形付・夜着・夜具・古手ふて・からかさ・ちようちん、仕入れ徳あり」と書いている。帰り荷の仕入市場としては京都よりも大坂が中心であり、その輸送は大坂——大津——塩津(海津)——敦賀——酒田——大石田という、北廻りの逆コースで行われたのが一般であった。

資金の回転

稲村家の場合をみよう。藻鯨亭文庫の中に、丑七月「仕切目録之事」という長々と書かれた一紙文書が残されている。大坂の大和屋作右衛門が稲村家に宛てたもので、年不詳であるが、記載されている代人の人名などから一七四五(延享二)年の仕切目録であることが推定できる。この

目録を中心に、ほぼ同時期の関係史料（稲村家文書）で補足しながら、一八世紀半ばの稲村家の「のこぎり商い」における資金回転の実態を例示してみよう。

この年の四月に稲村家は大和屋作左衛門より檉鱧之柄七本・干粉油二斗・伊豆半晒天草（心太・寒天の原料）二一匁入一〇本・大極上紺紋一二〇反・椎茸五櫃・古蚊帳四八帳を仕入れた。その代金は荷造り代・下り運賃・買口銭（代金の約一%、大和屋の取得分）なども合計して銀三貫二五匁五分三厘となった。大和屋への支払いは四く五月に京都の近江屋惣左衛門から合計銀四貫六七八匁一分五厘（利子をふくむ）が支払われている。代金を超過して支払いを受けた大和屋は、超過金を飛脚で酒田問屋尾関又兵衛に送っていることも記載されている。尾関へ下された金額は超過分から下り金駄賃を引いた銀一貫四一八匁四分二厘（両替えして金二二両三分・銀一二匁四分七厘）であった。大和屋は「此表出入り無く相済み申し候」と仕切目録の末尾を結んで差引決算が完了したことを稲村家に告げている。京都の近江屋惣左衛門とは、当時、稲村家が紅花を京都紅花問屋松任屋徳兵衛らに売った際にその代金の支払い先として指定していた商人であった。近江屋は京都にあって稲村家の代わりに紅花代金の回収を行う代人（支配人とも呼ばれた）であった。

すなわち、京都・近江屋にプールされた稲村家の紅花代金が大阪・大和屋による上方商品買付の資金として使われたことがあきらかとなる。さらに一七四六年一月の「算用目録之事」によれば、近江屋のほか、南都（奈良）の日野屋次郎八・秋田屋助左衛門から大和屋へ合計銀一七貫五二匁七分五厘が渡され、大和屋の稲村家のための「買物仕切」に使われていることが判明する。一七五〇（寛延三）年には日野屋次郎八が青芋の代銀三貫一二〇目四分六厘を近江屋に渡している例が確認される。これらの事実は、奈良で売却された青芋代金も上方での買付資金にまわされていたことを示している。

のこぎり商いの構造

大和屋への支払い超過金が酒田問屋尾関又兵衛へまわされることは、一七四五年正月の例（金五七両・錢一貫文）でも確認される。先の一七四六年一月の場合は、超過銀四貫八九一匁八分三厘は稲村家へ返還されている。すなわち、この時期、稲村家の紅花・青芋の売却代金は上方商品買付資金を上回り、超過金は稲村家の指示で酒田問屋へ送られたり、稲村家へ返還されたりしたといえる。尾関にまわされた超過金は、酒田市場に北前船や小廻船が搬入する塩（赤穂塩・竹原塩・才田塩など）・古手・茶（若狭茶・村上茶・美濃茶など）、蝦夷地からの塩引（増毛・石狩産など）・鯨・鯨・昆布・海月などの五十集物、鍬をはじめとする農具、などの買付資金の一部にあてられた。尾関は買い付けた後一時蔵入れし、稲村家の求めに応じて随時最上川をのぼらせたのである。尾関への支払いは大和屋から送られる超過金だけでなく、稲村家からも随時行われた。また、稲村家が最上川を下して尾関へ売却した米・大豆などの代金もあてられ、差引決算されたのである（稲村家文書）。



写真4 塩五十集勅定帳 高橋田屋守が作成した「小作米井塩五十集勅定帳」。左端は、稲村本家の「塩五十集茶売帳」。山形大学附属博物館蔵。著者撮影。

紅花の道は文化の道であった。しかし、紅花の道を上方との交易や文化交流の道としてばかり評価する視点からは、この道の果たした歴史的な役割をいくつも見落としてしまうことになるだろう。高価な衣装籬や陶磁器を購入できない人々にとって、この道はいかなる意味をもっていたのだろうか。この点はいくつも考えられるだろう。ここでは、稲村家文書に数点残されているある帳面の検討から、一、二の点を述べることにしたい。

などを保存し続けている例が多く、西廻り航路によってもたらされた上方や西国・九州の陶磁器類が酒田より川船で運ばれてきたことを知る。

こうした上方との交流の香りを、冒頭でふれた古川古松軒は見逃さず『東遊雜記』の中に書きとめている。古松軒は東国の風俗一般については「夷風の残りしものなるべし」と酷評するのに対して、「上方へのたより」¹⁾上方文化との交流を活発に行う酒田湊や最上川の往来については高い評価を行うのである。西国出身の古松軒においては、上方との交流の道が文化の道であったといえよう。

紅花の道は文化の道であった。しかし、紅花の道を上方との交易や文化交流の道としてばかり評価する視点からは、この道の果たした歴史的な役割をいくつも見落としてしまうことになるだろう。高価な衣装籬や陶磁器を購入できない人々にとって、この道はいかなる意味をもっていたのだろうか。この点はいくつも考えられるだろう。ここでは、稲村家文書に数点残されているある帳面の検討から、一、二の点を述べることにしたい。

塩の道・五十集物の道

離人形や御所人形のほかに、上方文化との交流を伝えるものも多い。酒田山王祭り・尾花沢祭り・新庄祭り・大石田祭り・谷地祭りのはや離しや山車だしは京都の祇園祭りの流れをくむといわれる。また、紅芋で儲けた山形城下町商人たちは、京染の暖簾や風呂敷を好んで用い、上方との交流を誇示した。さらには、最上川流域の旧家には清水焼・萩焼・鍋島焼・唐津焼・伊万里焼・薩摩焼などを保存し続けている例が多く、西廻り航路によってもたらされた上方や西国・九州の陶磁器類が酒田より川船で運ばれてきたことを知る。

こうした上方との交流の香りを、冒頭でふれた古川古松軒は見逃さず『東遊雜記』の中に書きとめている。古松軒は東国の風俗一般については「夷風の残りしものなるべし」と酷評するのに対して、「上方へのたより」¹⁾上方文化との交流を活発に行う酒田湊や最上川の往来については高い評価を行うのである。西国出身の古松軒においては、上方との交流の道が文化の道であったといえよう。

以上、羽州村山郡の紅花荷主の「のこぎり商い」が上方との商品流通だけで完結するのではなく、全国特産地からの塩・茶の流通、場所請負制下の蝦夷地からの海産物の流通、とも結び付いて展開していたことが注目されるのである。酒田湊はこれら多地域間の商品流通の結節点であり、まさに「酒田の儀は羽州の咽喉」²⁾（微量可笑記）であった。

このように稲村家の「のこぎり商い」は、上方市場・酒田市場とリンクする形で実施されていたといえる。紅花・青芋の売却代金が上方商品ばかりでなく、酒田での塩・五十集物などの買付資金としても機能したことがあきらかである。代金決済には為替取組みも活用されている。稲村家だけでなく、一般に紅花荷主と上方商人・酒田商人との間には資金の回転や金融信用のシステムが形成され機能していた。こうした決済を行っている荷主商人は、酒田に入港する買積船へ対して紅花を売却してしまうことは通常は行わない。上方への紅花の輸送形態として運賃積が主流であった理由の一つとしてこの点を指摘することができるだろう。

以上、羽州村山郡の紅花荷主の「のこぎり商い」が上方との商品流通だけで完結するのではなく、全国特産地からの塩・茶の流通、場所請負制下の蝦夷地からの海産物の流通、とも結び付いて展開していたことが注目されるのである。酒田湊はこれら多地域間の商品流通の結節点であり、まさに「酒田の儀は羽州の咽喉」²⁾（微量可笑記）であった。

「小作米并塩五十集勘定帳」——一七九四（寛政六）年〜一七九八年にかけて残されているこの帳面は、稲村家の高榎田屋守が記したものである。主な内容は①立附米の納入・年貢米差引・売却代金の勘定、②塩の入荷・運駄賃・渡方・売却代金の勘定、③五十集物をはじめとする酒田登物（小物とも呼ばれる）の入荷・運駄賃・渡方・売却代金の勘定、④小遣い（小物成・村入用・諸色代など）・蔵普請入用の勘定、などであり、総じて高榎田屋の各年の収支決算を稲村家に対して行うものである。この帳面から、田屋が立附米の徴収のみならず、その売却や、酒田から最上川をのぼせてきた塩や五十集物などの物資の一時保管と売却を行っていたことがあきらかとなる。一七九七年の帳面によると、入荷した塩は五三二俵にのぼる。酒田登物（小物）は塩引・身欠・鯨・棒鱈・鰯・塩辛・数の子・刻み昆布などの五十集物が多く、さらに茶・練綿・石灰・白砂糖・近江表などが各年の帳面から主な品目としてあげられる。塩や酒田登物（小物）は小作人をふくむ小商人に卸売りされ、小作地を中心に形成された稲村家の商圏域の百姓に販売されたのである。

塩と五十集物が在村の百姓の栄養源として欠かせない必需物資であったことが、稲村家の事例から指摘できる。そして、高榎田屋は地主・小作関係を軸に紅花の集荷・加工・出荷を行うと同時に、小作地などに対して塩と五十集物の販売を行うセンターとして機能したことがあきらかである。ここに、生産点にとっての「のこぎり商い」の意味や役割をみることができるのではない。か。蝦夷地をふくむ全国的な商品流通との関わりの中で地主・小作関係が再生産されている姿を、

わたしたちはこの事例から学ぶことができるといえよう。

在村の百姓たちにとっては、紅花を送り出す道は塩の道・五十集物の道として重要な意味をもっていた。まさに、生命の道であった。